## 国立大学法人九州大学職員災害補償規程

平成 1 6 年度九大就規第 2 4 号制 定:平成 1 6 年 4月 1日 最終改正:令和 4年 3月31日 (令和 3 年度九大就規第 3 2 号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則(平成16年度九大就規第1号。以下「就業通則」という。)第58条第3項の規定に基づき、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。)に規定する給付以外の給付の手続その他の必要な事項を定めるものとする。

(障害特別援護金)

第2条 職員が労災保険法第15条に規定する障害補償給付又は同法第22条の3に規定する障害給付を受けた場合は、業務上及び通勤途上の災害の別並びにその障害の程度に応じ、 次の表に規定する障害特別援護金を一時金として支給する。

障害等級	業務災害	通勤災害
第 1 級	1,540万円	975万円
第 2 級	1,500万円	940万円
第 3 級	1,460万円	905万円
第 4 級	875万円	550万円
第 5 級	7 4 5 万円	470万円
第 6 級	615万円	390万円
第 7 級	485万円	310万円
第 8 級	320万円	195万円
第 9 級	250万円	155万円
第 10 級	195万円	120万円
第 1 1 級	145万円	90万円
第 1 2 級	105万円	6 5 万円
第 1 3 級	75万円	45万円
第 1 4 級	45万円	30万円

(遺族特別援護金)

- 第3条 業務上又は通勤途上の災害により死亡した職員の遺族で、次の各号に定めるものについては、遺族特別援護金として、当該各号に規定する額を支給する。
  - (1) 労災保険法第16条の2の規定により遺族補償年金を受ける権利を有することになり、 当該年金を受給した者又は同法第22条の4の規定により遺族年金を受ける権利を有す ることになり、当該年金を受給した者(労災保険法第16条の4第1項に該当する場合 に支給される者及び同法第22条の4により準用された第16条の4第1項に該当する 場合に支給される者を除く。)については、次のとおりとする。
    - イ 業務上の災害による死亡の場合 1,860万円
    - ロ 通勤途上の災害による死亡の場合 1,200万円
  - (2) 労災保険法第16条の7の規定により遺族補償一時金を受ける権利を有することとなり、当該一時金を受給した者又は同法第22条の4の規定により遺族一時金を受ける権利を有することとなり、当該一時金を受給した者(労災保険法第16条の6第2項に該

当する場合に支給される者及び同法第22条の4により準用された第16条の6第2項に該当する場合に支給される者を除く。)については、次のとおりとする。

イ 業務上の災害による死亡の場合 1,860万円

ロ 通勤途上の災害による死亡の場合 1,200万円

(障害特別援護金及び遺族特別援護金の申請)

- 第4条 前2条に規定する障害特別援護金又は遺族特別援護金を受けようとする者は、別記様式第1号又は別記様式第2号により本学に申請しなければならない。
- 2 障害特別援護金及び遺族特別援護金の申請は、支給の対象となる日の翌日から起算して 2年以内に行わなければならない。

(休業給付)

- 第5条 休業補償を受ける職員で、1日の全部について勤務することができない場合において、当該勤務しないことにつき全く給与を受けないときは、平均賃金の100分の60に相当する額を休業給付として支給する。
- 2 休業補償を受ける職員で、1日の全部について勤務することができない場合において、 当該勤務しないことにつきその日に受ける給与の額が平均賃金の100分の60に相当す る額に満たないときは、その差額に相当する額を休業給付として支給する。
- 3 休業補償を受ける職員で、1日の勤務時間の一部に療養のため勤務することができない場合において、当該勤務しないことにつき給与を受けないときは、平均賃金からその日の 勤務に対して支払われた給与の額を差し引いた額の100分の60に相当する額を休業給付として支給する。

(休業特別支給金)

- 第6条 前条の規定により休業給付を支給される職員には、休業特別支給金として、次に掲 げる額を支給する。
  - (1) 1日の全部について療養のため勤務できない場合 休業給付にかかる平均賃金の 100分の20に相当する額
  - (2) 前条第3項に該当する場合 同項の差し引いた額の100分の20に相当する額 (休業給付及び休業特別支給金の申請)
- 第7条 前2条に規定する休業給付及び休業特別支給金を受けようとする者は、別記様式第3号により本学に申請しなければならない。
- 2 休業給付及び休業特別支給金の申請は、支給の対象となる日の翌日から起算して2年以内に行わなければならない。

(第三者加害により発生した災害の場合)

- 第8条 本学は、休業補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合に第5条に 規定する補償を行ったときは、その価額の限度内で、休業補償を受けた者が第三者に対し て有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項の場合において、休業補償を受けるべき者が、当該第三者から同一の事由により損害賠償を受けたときは、本学は、その価額の限度内において補償の義務を免れる。 (民事賠償との関係)
- 第9条 本学が、この規程の適用を受ける者に対し損害賠償の義務を負う場合において、この規程による補償を行ったときは、同一の事由については、その補償の価額の限度において、損害賠償の責を免れる。

(災害の認定等)

第10条 この規程の適用上、業務災害、通勤災害及び障害等級の認定並びに死亡の推定については、労災保険法を所管する官庁の認定等に従うものとする。

附則

- この規程は、平成16年4月1日から施行する。 附 則(平成17年度九大就規第23号)
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。 附 則(令和元年度九大就規第2号)
- この規程は、令和元年8月1日から施行する。 附 則(令和2年度九大就規第50号)
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年度九大就規第32号)
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 障害特別援護金支給申請書

九州大学総長	申請年月日 年 月 日	
	申請者の住所	
殿		
下記の障害特別援護金の支給を申請します。	氏 名	
1 (所属部局)	2 (職名)	
3 (負傷又は発病年月日)	4 (治癒年月日)	
年 月 日	年 月 日	
5 (災害の種類) □業務上の災害	6 (障害等級)	
□通勤による災害		
	第    級	
7 通 常 の 場 合	加重障害の場合	
特別		
援護金 (障害特別援護金支給申請額)		
※受理    ※決定    ※支払	※決定金額	
年月日 年月日	年 月 円	

注 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口にレ印を記入すること。

## 遺族特別援護金支給申請書

九州大学総長					月日(代表	年 月 日  (表)者の住所
		殿				
下記の遺族特別援護金の支給を申請します。			氏		· 名	, 1 
1 死亡職員に関する事項						
(所属部局)			(氏:	名)		
(職名)	(死亡年	三月日)				(災害の種類)
		<i>/</i> -:			-	□業務上の災害
		年		月	F	□通勤による災害
2 特別援護金の支給を受けることができる遺族に関する事項						
氏 名	生	年	月		日	死亡職員との続柄又は関係
3 遺族特別援護金支給申請額						
※受理 ※決定		※支払	7			※決定金額
年月日年月	月日		年	月	日	円

注 申請者は、※印の欄には記入しないこと。該当する口にレ印を記入すること。

## 休業給付申請書 休業特別支給金支給申請書

九州大学総長	申請年月日 年 月 日 申請者の住所
下記の ・休 業 給 付 を 申 請 ・休業特別支給金の支給を申請 します。	
	氏 名
(所属部局)	(氏 名)
(vold, fe )	年 月 日生
(職名)	(負傷又は発病の年月日及び時刻)   年 月 日 午前・午後 時 分頃
(申請日数)	休業給付 休業特別支給金
年   月   日から のうち   日まで	全部休業     日間     日間       一部休業     日間     日間
(災害の原因及び発生状況)	
①どのような場所で②何をしているときに③どのような があって⑤どのような災害が発生したかを詳細に記入	
付・休業特別支給金の請求を行う場合は、当該請求	
※所属部局等の長の証明 (療養のため勤務せず,かつ給与を受けなかった日数	(休業した日に支払われた給与の総額)
(原食の)にの動物です。	(作業した日代文が40人に相子の総領)
年 月 日からのうち ・全部休業	
年 月 日まで 日・一部休美	(5日数 日 一部休業の日 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円
上記のとおりであると認めます。	<b>'</b>
年 月 日	部局等名
	部局長等名
※受理 ※決定 ※決定金	額・休業給付 円
年月日 年月日	•休業特別支給金 円

○労災認定の確認のため、労働者災害補償保険の休業補償給付、休業特別支給金の支給を受けた場合は、当該支給決定通知書を添付して下さい。 ○労災認定の確認のため、休業する日が3日以内で終了した場合は、労働基準監督署から労災認定済みの証明をうけて下さい。